

周南市庁舎建設検討市民委員会

第3回会議 資料

H24. 10. 1

第3回会議 配布資料

市民アンケート用紙

基本構想検討資料

(3上位・関連計画との整合、4庁舎整備の理念とあり方、5庁舎整備の手法)

周南市庁舎建設検討市民委員会だより 第1号(案)

庁舎のあり方について

ご意見をお寄せください!

本市の現在の本庁舎は、建設後58年が経過し老朽化していること、耐震性が低いこと、バリアフリーの実現が困難であること、本庁舎機能が分散していることなど多くの課題を抱えています。

特に、耐震性については、耐震構造指標 (Is値) が0.3を下回る箇所があり、東日本大震災で多くの自治体庁舎が被災し、災害対策に支障を生じた状況を考えると深刻な問題です。(※Is値0.3未満は、震度6程度の地震で倒壊、または崩壊する危険性が高いといわれています。)

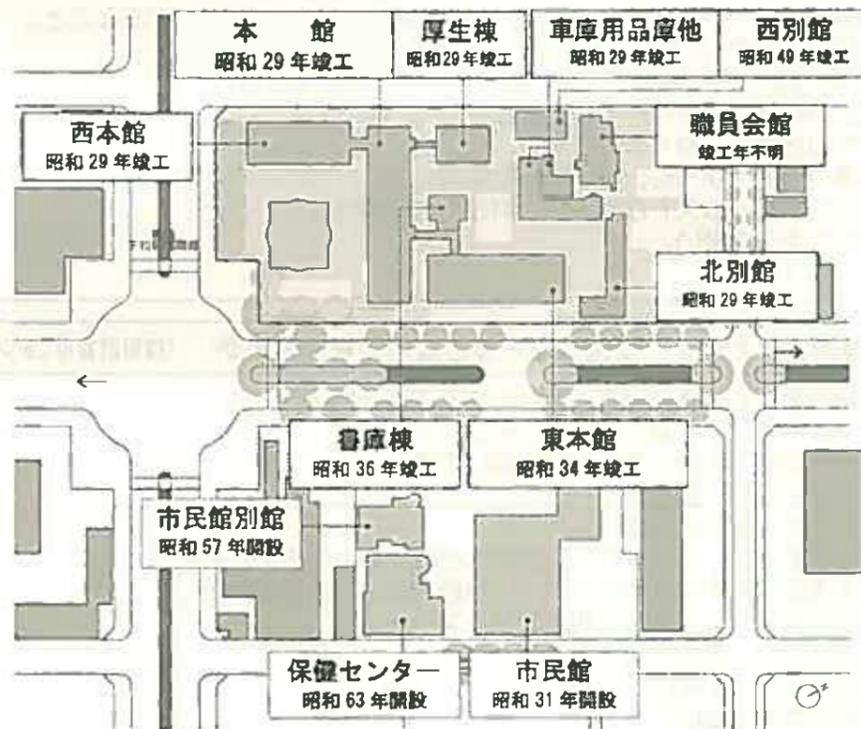
本市では、これらの課題を解決するため、市民の皆様の安心安全や本来備わっているべき利便性の確保を目指して、庁舎建設の検討を進めることとし、今年度と来年度の2年間で基本構想・基本計画を策定することにしています。

今後も厳しい財政状況が見込まれますが、その中であっても、安心安全に係る真に必要な事業は進めていく必要があります。

私たちの安心安全な暮らしを守り、まちづくりを支える庁舎を実現し、将来に残していくため、私たちが今、知恵を結集して考えなければなりません。

基本構想・基本計画は、整備の必要性、整備方法、規模、場所、概算事業費、機能などについて定めるものです。その検討に当たり、現在の庁舎のご利用状況や本庁舎のあり方についてアンケート形式にてご意見を頂戴することといたしました。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。



お問い合わせ先

周南市役所 総務課庁舎建設準備室
TEL (0834) 22-8221
FAX (0834) 22-8266

ご回答先

周南市役所 総務課庁舎建設準備室
各総合支所地域政策課 及び 各支所



現在の本庁舎の面積では、全ての本庁業務の機能を集約できないため、本庁機能は、教育委員会庁舎、徳山港町庁舎などに分散されています。市民の皆様にとって、どこにどの部署があるのか分かりにくい状況であるほか、職員の移動にも時間や経費を要しています。

切り取り線 ✂



7 4 5 8 7 9 0

周南市岐山通一丁目一番地
周南市役所 総務課
庁舎建設準備室 行

切り取り線 ✂

1. 質問1~7を読み、回答を回答用紙の太枠内にご記入ください。
(選択式の回答には、該当する番号を記入してください)
(それ以外の回答は、枠内にご自由にご記入ください)

2. 切り取り線に沿って切り、いずれかの方法でご回答ください。

- 郵送
- FAX
- 持参 (左下参照)

10月19日(金)までにご回答をお寄せください。
(郵送の場合 消印有効)

【郵送の方法】

- 周囲ののりしろにのりをつけて縦半分に折り、封筒にしてください。
- 切手を貼らずにポストに投函してください。



質問1 あなたの年齢、お住まい等をお答えください。

【性別】	【年齢】	【職業】	【お住まい】
① 男	① 20歳未満	① 会社員	① 徳山地区
② 女	② 20歳代	② 自営業	② 新南陽地区
	③ 30歳代	③ パート・アルバイト	③ 熊毛地区
	④ 40歳代	④ 公務員	④ 鹿野地区
	⑤ 50歳代	⑤ 学生	
	⑥ 60歳代	⑥ 無職	
	⑦ 70歳代以上		

質問2 庁舎の利用目的についてお答えください。(複数回答可)

① 戸籍・住民票等のこと	⑧ 建築確認、道路、上下水のこと
② 年金や保険のこと	⑨ ゴミやし尿関係のこと
③ 税金のこと	⑩ 農林水産業関係のこと
④ 介護や高齢者サービスなどのこと	⑪ 観光関連のこと
⑤ 保育所や保健など子ども関係のこと	⑫ 自治会や地域のこと
⑥ 学校や教育相談など教育のこと	⑬ 議会や会議の傍聴
⑦ 市民相談	⑭ その他()

質問3 庁舎の利用状況についてお答えください。

【以下の庁舎ごとの利用頻度をお答えください】

<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎 徳山港町庁舎 徳山港町分庁舎(文化スポーツ課) 教育委員会 保健センター 上下水道局 消防庁舎 	<ul style="list-style-type: none"> 市民交流センター(中心市街地整備課) 新南陽庁舎(道路課・河川港湾課 区画整理課新南陽分室) 新南陽総合支所 熊毛総合支所 鹿野総合支所 支所
---	--

① 週に3回以上
② 週に1回程度
③ 月に1~2回程度
④ 2~3か月に1回程度
⑤ 年に1回程度
⑥ ほとんど利用しない

<回答用紙>

(太枠内に該当する番号を記入してください。以下同様)

質問1回答 あなたの年齢、お住まい等について

【性別】	【年齢】	【職業】	【お住まい】

質問2回答 庁舎の利用目的について (複数回答可)

(⑩その他を選択した方はその内容を、こちらにご記入ください)

質問4回答 現本庁舎の施設面、設備面について (複数回答可：5つまで)

--	--	--	--	--

(⑩その他を選択した方は、その内容をこちらにご記入ください)

質問5回答 これからの本庁舎に求められるものについて (複数回答可：5つまで)

--	--	--	--	--

(⑩その他を選択した方は、その内容をこちらにご記入ください)

質問6回答 本庁舎にあると良いと思われる施設について (複数回答可：3つまで)

--	--	--

(⑫その他を選択した方は、その内容をこちらにご記入ください)

質問3回答 庁舎の利用状況について

本庁舎		市民交流センター(中心市街地整備課)	
徳山港町庁舎		新南陽庁舎(道路課・河川港湾課 区画整理課新南陽分室)	
徳山港町分庁舎(文化スポーツ課)		新南陽総合支所	
教育委員会		熊毛総合支所	
保健センター		鹿野総合支所	
上下水道局		支所	
消防庁舎			

質問7回答 これからの周南市の庁舎のあり方について

のりしろ

質問4 現在の本庁舎について、施設面、設備面でどのように感じますか。(複数回答可：5つまで)

① 本庁舎だけでは用事が済まず、他の庁舎にも行かなければならないので不便である。
② 老朽化していて建物の耐震性に不安を感じる。
③ 窓口や部署がどこにあるかわかりにくい。
④ 待合いスペースや廊下が狭い。
⑤ 相談スペースが足りないほか、プライバシーが確保されていない。
⑥ エレベーターが少なく、誰もが利用しやすい施設になっていない。
⑦ 市民の活動や交流のために利用できるスペースがない。
⑧ 屋外に憩いの場所がない。
⑨ 駐車場、駐輪場が足りない。
⑩ 特に問題を感じない。
⑪ その他()

質問5 これからの本庁舎に求めるものは何ですか。(複数回答可：5つまで)

① 1か所の窓口で用事を済ませることができること。
② 防災・災害時の拠点としての機能を有していること。
③ 長期にわたって使い続けることができること。
④ 省エネルギーなど地球環境にやさしい建物であること。
⑤ 高齢者、障害者をはじめ誰もが利用しやすい施設であること。
⑥ 将来の変化にも柔軟に対応できるように、建物や敷地にゆとりがあること。
⑦ 市民活動や市民の交流の場があること。
⑧ 屋外に憩いの場があること。
⑨ 周辺の緑豊かな街並みや景観と調和していること。
⑩ まちの活性化に寄与すること。
⑪ 交通の利便性が高く、駐車場・駐輪場にゆとりがあること。
⑫ 庁舎にかかるコストが適正で、財政への影響も少ないこと。
⑬ 現状のままで良い。
⑭ その他()

質問6 本庁舎にどのような施設があると良いと思いますか。(複数回答可：3つまで)

① 市政に関する情報を知ることができる情報発信スペース
② 様々なイベント・展示に利用できるスペース
③ 市民が気軽に利用できる屋外の憩いの場
④ 高齢者の相談・談話スペース
⑤ 子育てを支援する施設・スペース
⑥ 市民活動団体やボランティア団体などの活動、交流のためのスペース
⑦ 観光情報の発信のためのスペースや観光客が集まる案内所
⑧ 市民の学習・文化活動に利用できるスペース
⑨ レストラン、喫茶店、売店
⑩ 銀行や郵便局のATM
⑪ 現状のままで良い。
⑫ その他()

質問7 これからの周南市の庁舎のあり方について自由なご意見・ご提案をお書きください。

10月19日(金)までにご回答をお寄せください。(郵送の場合 消印有効)。ご協力ありがとうございました。

←この線を谷折り のりしろ

3 上位・関連計画との整合

庁舎整備の理念とあり方を検討する上で、その前提条件となる上位・関連計画を整理する。庁舎整備に当たっては、これらの計画に盛り込まれている方向性や施策との整合を図る。

(1)新市建設計画

合併後のまちづくりのマスタープランとなるもので、周南市の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図ることを目的としている。基本方針、根幹となる事業などで構成している。

平成 14 年に策定

(2)周南市まちづくり総合計画

本市のまちづくりの指針となるもので、市が目指す将来像やこの将来像を実現するためのまちづくりの目標、施策の大綱などを掲げる、本市におけるまちづくりの最上位計画である。

平成 17 年に策定、平成 24 年に後期基本計画を改定

(3)周南市都市計画マスタープラン

「都市計画法」に基づき定めたもので、都市づくりの基本的方針である。周南市の都市づくりの課題に対応しつつ市民の意見を反映させながら、都市づくりの将来ビジョン、整備方針などを定めている。

平成 20 年に策定

(4)周南市地域防災計画

「災害対策基本法」に基づき定めたもので、防災対策に関する総合的な計画である。災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関して定めている。

平成 16 年に策定、平成 21 年 4 月に改定

(5)周南市移動等バリアフリー基本構想

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき定めた、市内全域における移動や施設の利用に係るバリアフリーを推進する基本的な方針である。

平成 19 年に策定

(6)周南市緑の基本計画

「都市緑地法」に基づき定めたもので、都市の緑の適正な保全及び緑化に関する基本計画である。緑とオープンスペースの保全・整備・活用を計画的に進めることを目的として、将来の緑のあり方や施策と市民活動の実現に向けての指針を示したものである。

平成 20 年に策定

(7)周南市景観計画

「景観法」に基づき定めたもので、景観形成の指針として市民と行政の協働・連携による様々な取組を効果的かつ総合的に推進するための計画である。

平成 23 年に策定

(8)周南市環境基本計画

「周南市環境基本条例」に基づき定めたもので、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画である。

平成 18 年に策定、平成 22 年に改定

(参考)周南市中心市街地活性化基本計画

「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に基づき定めるもので、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に実施するための目標とその実現方策を示すもの。

平成 24 年度策定予定

(1)新市建設計画

●新市建設計画の概要

○戦略的事業の重点実施

新市が一体的かつ均等ある発展と21世紀にふさわしい新たなまちづくりに向け、合併効果が早期に実現するよう事業を重点的に実施する。

○行財政の効率化

公共施設の適正配置に努めるほか、組織機構、事務事業の見直しによる行政の簡素化・効率化を進め、行財政基盤の強化に努める。

●新市建設の基本方針

○基本目標

『県勢発展をリードする「元気発信都市」の創造』

○中核都市像

『未来を拓く活力と豊かな自然に満ちた生活文化都市』

○基本方針

中核都市像を実現するために定められた「まちづくり」と「市政運営」の基本方針

「快適で彩あふれる生活都市」

自立的に発展する地域づくりを進めるため、行政情報を広く公開し、まちづくりのさまざまな分野で計画段階から住民参加を推進する。

「人と地球にやさしい安全都市」

防災計画の拡充や防災体制の強化、交通環境の整備などを図り、災害に強い、だれもが安心して暮らせる地域づくりを推進するとともに、地球環境への負荷を軽減するため、省資源化やリサイクルなどに努め、資源循環型社会の構築を図る。

「行財政の効果的・効率的運営」

事務事業の再評価や改善、官民の役割分担を図るとともに、合併効果を発揮しつつ組織のスリム化や人員の適正化に努めるほか、重複投資の回避や施設等の統合整理を検討する。

「市民参加の促進」

わかりやすく信頼される市政運営を展開するため、情報提供や情報公開、広報広聴機会の拡充を図るとともに、積極的な住民参加を促進し、住民とのパートナーシップによる開かれたまちづくりを推進する。

●新市建設の根幹となる事業

中核都市像の実現に向けた施策として、リーディングプロジェクトと主要な施策に整理し、リーディングプロジェクトを戦略的・重点的に実施することにより、新市の速やかな建設とその発展を誘導する。

○リーディングプロジェクト

『拠点性の向上』『豊かさの創造』『一体性の確保』という 3 つの視点から、21 のメイン事業をリーディングプロジェクトとして位置づけている。以下は庁舎整備に関連する事業を採り上げる。

◆拠点性の向上（都市のグレードアップ）

事業名	行政機構機能アップ促進事業
目的	周南全域を包含する中心的な行政機構の機能アップ
概要	高度化・多様化する行政需要に対応し、新市活性化の起爆剤ともなる機能的で利便性のある中心的な行政機構の整備等 将来的な新庁舎建設に向けた検討推進／山口県総合庁舎の建替え整備／国、県の行政機構との総合整備の研究
想定地区	徳山
事業主体	新市、県

◆一体性の確保（地域の均衡ある発展）

事業名	行政サービスシステム構築事業
目的	公共施設及び本庁、支所等の適正配置とインターネット等を活用したシステムの整備
概要	本庁、支所等の適正配置 電子自治体システム 公共施設の情報ネットワーク構築／各種申請や公共施設の予約システム／行政・地域情報提供システム／保護・福祉システム／生涯学習情報システム／図書館システム 郵便局と連携した行政サービス など
想定地区	全市域
事業主体	新市

○主要施策

新市の 4 つのまちづくりの基本方針（「快適で彩あふれる生活都市」「ゆとりとうるおいに満ちた文化都市」「人と地球にやさしい安全都市」「未来を拓く創造都市」）に基づき、リーディングプロジェクトを含めて一体的に展開する施策。上記の各事業は、以下の施策に体系化されている。

快適で彩あふれるまちづくりプラン

⇒快適で安全な都市基盤が整備されたまち ⇒行政機構の機能アップ⇒『新庁舎建設の検討』
⇒高度情報化が進んだまち ⇒行政サービスシステムの構築 ⇒『本庁、支所等の適正配置』

(2)周南市まちづくり総合計画

●基本構想

○まちづくりの基本理念

- ・市民の視点に立ったまちづくりの推進
- ・市民と行政の協働によるまちづくりの推進
- ・各地域の特性を生かしつつ新たな発展を促すまちづくりの推進

●基本計画(後期基本計画)

○基本方針

(1) 内容に関する基本方針

①安心安全・ふるさとを守る

まちづくりにおいて最も優先すべき市民の生命と財産を守るため、地域防災計画の見直しをはじめ、避難所や備蓄品の整備、災害対策本部や災害情報伝達の機能強化、小中学校等の公共施設の耐震化の推進など、早急に全市的な危機管理体制の構築に取り組む。

②「絆」を大切にしたまちづくり

(2) 手法に関する基本方針

①自助・共助・公助

②創発的なまちづくり

まちづくりの手法を、行政主導のトップダウン型から、市民主体によるボトムアップ型へと発展させていくため、具体的な活動を誘発する。

(3) 行財政改革に関する基本方針

選択と集中

市民目線に立った施策を厳選し、しっかりと実行する「選択」と「集中」によるまちづくりを推進する。

○最重点プロジェクト

長期的視野で進めるプロジェクト

1. 安心安全・ふるさとを守るプロジェクト

- ・新庁舎の建設／備蓄品の整備／消防力の強化充実／災害時等の情報伝達システムの整備／災害時に対応した全市ネットワークの構築／公共施設耐震化計画の検討 など

2. 明日へ繋げるコミュニティプロジェクト

- ・市民活動支援拠点の充実 など

3. 多様な地域資源活用プロジェクト

- ・中心市街地の活性化の推進 など

4. 中山間地域振興プロジェクト

緊急プロジェクト

5. 産業活性化・活力創造プロジェクト

6. 財政健全化推進プロジェクト

- ・公共施設統廃合／整備と集約化の推進 など

(3)周南市都市計画マスタープラン

●将来の都市構造

都市機能が集積する「都市拠点」、都市拠点を有機的に結ぶ「都市軸」、土地利用の基本的な枠組みを示す「ゾーン」で構成される。この中で現本庁舎用地は、以下の領域に属する。

「都市拠点」

…**広域都市拠点（徳山港、徳山駅、市役所周辺）**

周辺都市を含めた広域的な都市活動の拠点として、徳山駅周辺を核として、公共交通の結節点となる機能、行政、文化、商業・業務、医療・福祉等のあらゆる都市機能が集約した都市拠点の形成を図る。

「ゾーン」…都市ゾーン

居住、商業・業務、サービス、工業、高等教育・研究など、都市機能が適正に配置されたゾーンの形成を図る。

●都心軸の形成

広域的な都市拠点性の向上及び都市としての魅力向上のために《都心軸》を設定。

○徳山港から徳山公園周辺までの区間を都心軸と位置付ける。

○駅前から続く並木道を活かした本市の「顔」となる拠点を結ぶシンボリックな性格を持たせる。

○都心軸で結ばれる各拠点については再生・整備を図り、周南地域の中心都市にふさわしい魅力ある拠点の形成を図る。

◇市役所周辺…行政拠点

市役所をはじめとして周辺に行政関連施設が数多く立地していることから、利便性の高い行政拠点としての整備を促進する。

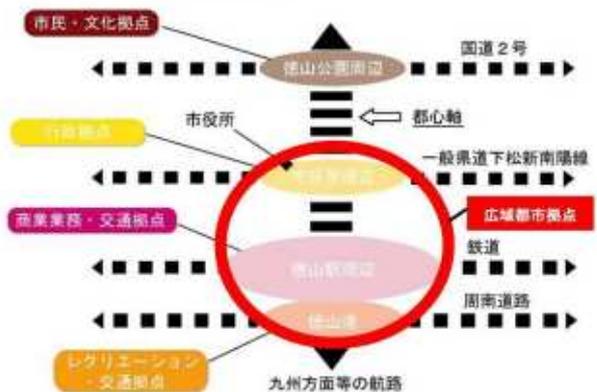
●都市づくりの目標

『都市づくりの基本方向』として、以下5項目を示している。

- (1) 機能的で適正規模な都市づくり
- (2) 生活・産業基盤が整った都市づくり
- (3) 安心・安全に暮らせる都市づくり
- (4) 自然や歴史・文化にふれあえる都市づくり
- (5) 市民と行政のパートナーシップによる都市づくり

この中で(3)では、「主要公共施設等の不燃化、耐震化等の促進や、避難地、避難路等の確保による災害に強い都市構造の強化を図る。また、主要な公共施設などにおいては、高齢者や障害者等を含めて全ての人々が円滑に移動し、歩いていける範囲で買物や福祉サービスが受けられる空間の創出に努めるとともに、少子高齢化の進展に配慮した地域コミュニティの維持・充実を図ることにより、誰もが安心・安全に暮らせる都市づくりを目指す」としている。

また(5)では、「公共施設の維持管理など、都市づくり・地域づくりのあらゆる場面において、市民と行政のパートナーシップによる都市づくりを目指す」としている。



【広域都市拠点及び都心軸の概念図】

(4)周南市地域防災計画

●平常時からの備え

○建築物・公共土木施設等の耐震化

(耐震設計の目標)

- ・直下型地震や海溝型巨大地震による高レベルの地震動に際しても、人命に重大な影響を与えないこと。
- ・構造物・施設等のうち、次のものについては、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせること。
 - ア 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
 - イ 地方あるいは国と行った広域における経済活動等に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
 - ウ 多数の利用者等を収容する建築物等
- ・構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討を進める。

(市所有建築物等の耐震化)

- ・市は、震災時において活動の拠点となる施設等防災上重要な建築物及びその他の市所有の建築物について計画的に耐震診断を実施し、県の耐震化対策に準じて耐震性の確保を図る。
- ・防災上重要な建築物
災害対策本部組織が設置される施設（本庁舎、総合支所庁舎、支所庁舎、消防庁舎等）
- ・建築設備等の整備
ライフライン系統の不測の事態に備えて、震災後も継続してその機能が果たせるよう、建築設備等（貯水槽、非常用電源等）の整備に努める。

○火災の予防

- ・災害に強いまちの形成
⇒建築物や公共施設の耐震・不燃化／耐震性貯水槽や備蓄倉庫、下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備

○災害支援物資の確保

- ⇒市は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものであり、その備蓄並びに調達、輸送及び配送体制の整備を図る。
- また、他市町村との応急用食料の調達・供給に関する広域的な応援体制の整備についても検討する。
- 市は、飲料水、応急給水機材、生活必需品等の確保・備蓄に努める。

●災害発生に備える

○災害対策本部の設置・運営

- ・市長は、災害予防の措置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施する必要があると認めたときは、周南市災害対策本部を設置する。

(5)周南市移動等バリアフリー基本構想

●基本理念

『みんなにやさしく 快適に過ごせるまち 周南』

●基本方針

- ・安全で快適な移動空間を確保するバリアフリーの推進
- ・連携と協働によるバリアフリーの推進
- ・まちの活性化に資するバリアフリーの推進
- ・人とこころのバリアフリーを目指す

●重点整備地区「徳山駅周辺地区」

バリアフリーを進めることが望ましい地区の中から、最も優先的にバリアフリー化のための事業を実施する地区として、市庁舎用地を含む「徳山駅周辺地区」が選定されている。

○地区の将来像

『みんなが安心して訪れることができるまち』

○整備方針

- ・「安心・安全」「快適」な移動の確保
- ・移動手段、経路の選択自由の確保
- ・都市基盤を活用したバリアフリー推進
- ・まちの活性化につなげていく

○推進事業

施設・建築物（公共施設）は、高齢者や障がい者をはじめとする、すべての人が利用しやすい公共施設とするためのバリアフリー化を推進する。



【徳山駅周辺地区の区域】

(6)周南市緑の基本計画

●計画の基本理念

『ともに育てよう 水と緑の美しいまち周南』

●基本方針

- (1)人と自然がともに暮らせるうるおいのあるまちづくり
- (2)自然とふれあい健康で快適に暮らせるまちづくり
 - ・緑によるうるおいのあるまちなみの創出
⇒公共空間の緑化
- (3)災害に強く安心・安全に暮らせるまちづくり
 - ・安心・安全に暮らせる緑の創出
⇒災害時の避難地、避難路の配置
- (4)地域の個性や資源を大切にしたい美しいまちづくり
 - ・緑をいかした市街地のイメージアップ
⇒都市・地域の“顔”となる地区を中心に、緑化による緑をいかした都市の魅力の向上を図る
 - ・地域の個性や資源の保全・活用
⇒優れた自然資源の活用
- (5)市民協働による地域間の連携がとれた活力のあるまちづくり



【緑の将来像 概念図】

●緑化重点地区

市庁舎用地は「緑の将来像」をモデル的に具体化する「中心市街地周辺地区」として緑化重点地区に指定されている。

○『中心市街地周辺地区』

徳山港から徳山公園に至る都心軸とその周辺の部分。

【緑化基本方針】

○利用者の多様なニーズに対応した緑づくり

- ・歩道、公共施設、交通機関等については、「移動等バリアフリー基本構想」に基づき、ユニバーサルデザインによる整備を図り、地区内を歩いて回遊できる空間と緑化の一体的な整備を図る。

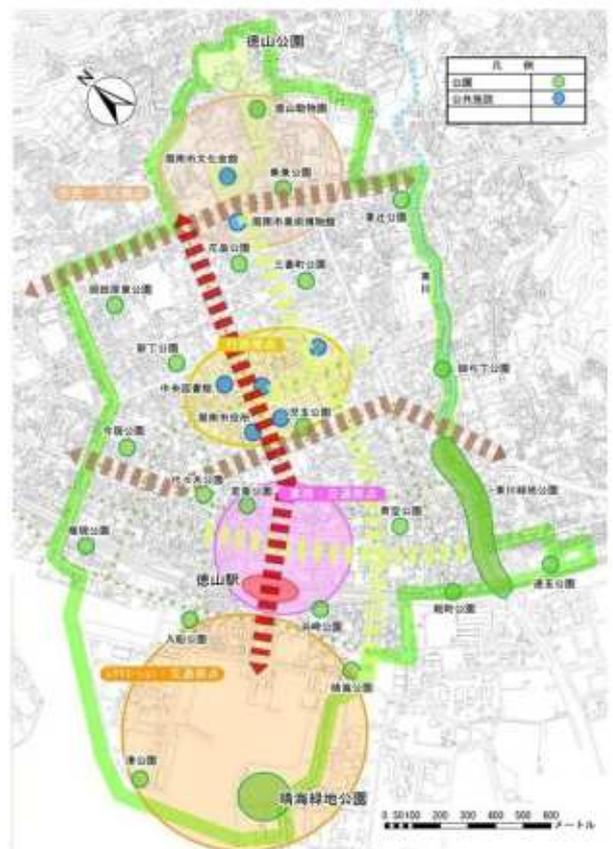
○緑によるうるおいのあるまちなみの創出

- ・JR徳山駅や市役所等、多くの人々が来訪・交流する施設を中心に、周南市のシンボルを印象づける緑化を推進する。

○緑をいかした市街地のイメージアップ

- ・中心市街地活性化事業と連動した地区内の緑化を推進し、都市の顔としての魅力の向上、緑のイメージアップを図り、にぎわいの創出に努める。
- ・緑豊かな街路樹がある岐山通り・御幸通りを含めた都市軸をシンボルロードとして位置づけ、港から駅、中心市街地が一体となった特色ある景観づくりを進める。

○協働による緑のまちづくりの推進



【中心市街地周辺地区】

(7)周南市景観計画

●計画の基本理念

『自然・人・地域が紡ぎだす心地よい周南の景観』

●基本方針

- 1) 人と自然が調和し、周南市らしさを形成する景観づくり
- 2) 活力と潤いを兼ね備えた都心の景観づくり
- 3) 地域の暮らしや環境を保全する景観づくり
- 4) 地域の誇りや活力を醸成する景観づくり
- 5) 市民と行政の協働による景観づくり

市民と行政が一体となって景観まちづくりを進めることとし、また、徳山港から徳山動物園までの都心軸地区を本市のシンボルとして、「景観形成重点地区」としている。

●都心軸地区の景観形成方針

『緑と周辺の建物が調和し、人の活動を生み出す賑わいのある景観づくり』

都心軸の景観形成にあたっては、市の中心となる JR 徳山駅を中心に賑わいの創出を図り、御幸通りや岐山通りの緑と建物が調和した景観づくりを進める。

●都心軸地区における行為の制限に関する基本方針

- ・“心地よい”景観を生み出すための、周辺との調和と境界部への配慮
- ・中心市街地として、歩行空間の賑わい景観の創出
- ・周南市らしい景観まちづくりを進めるための緑化推進
- ・御幸通り・岐山通りの並木などの自然景観資源の保全



【景観形成重点地区「都心軸地区」】

建築物	
基本的事項	地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮する。道路や公園等の公共の場所から、山や海などの自然景観の眺望の妨げとならないよう配慮する。
外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りセットバックによる公共空間の確保に努め、賑わいなどを演出する。
高さ	御幸通りや岐山通り沿道の街路景観の整っている地域では、道路等の公共の集所を視点集とし、山並みや街路樹等の視線に与える影響を軽減する高さとする。(大規模な行為のみ)
色彩	落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。工場等は、圧迫感、威圧感を感じさせないように配慮した色彩とする。御幸通りや岐山通り沿道の街路景観の整っている地域では、中明変3～7かつ低彩度、または無彩色色とするように努める。アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫する。
外構	駐車場、駐輪場、ごみ置き場、ガス庫等の付属施設は、建築物や周辺のまち並みに配慮する。道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。
緑化	敷地内においては、できる限り多くの部分を緑化する。工業等については、周辺の住宅地や公共の場所に対して機能機能をもたせるように、できる限り緑化をするように努める。植栽については、周辺のまち並みや山並み等の景観に配慮する。

【景観形成基準（都心軸地区）】

(8)周南市環境基本計画

●周南市の目指す環境像

豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南 ～自然の恩恵を将来の世代とわかちあうために～

●基本方針と基本施策

- (1) 快適で健全な生活が営めるまちづくり
- (2) 人とさまざまな生物が共生できるまちづくり
- (3) 自然や文化と身近にふれあえるまちづくり
 - ・まちの景観や文化財の保全⇒公共施設の整備の際は、地域特性を考慮し、周辺環境と調和した景観の形成に努める
- (4) 低炭素社会の実現をめざすまちづくり
 - ・二酸化炭素排出量削減対策の推進⇒市の施設において、省エネ型の空調設備や照明器具等の設置、エコカーの導入を行う
「周南市役所ゼロカーボン推進事業」を推進
 - ・市の施設への太陽光発電設備の設置を推進
- (5) 資源が循環する環境にやさしいまちづくり
- (6) 一人ひとりが環境について考え行動するまちづくり

4 庁舎整備の理念とあり方

(1) 庁舎整備の理念

市民の安心安全を確保するための災害対策拠点であるとともに、親しみやすく利用環境に優れ、効率的で長期にわたりまちづくりの拠点として市民から愛され続ける庁舎が必要であるとする。

周南の未来を守る安心安全庁舎

(2) 庁舎のあり方

庁舎整備の理念に基づき、以下のような庁舎の実現を目指す。

● 全ての人に分かりやすく、利用しやすい、人にやさしい庁舎

全ての利用者が円滑かつ快適に移動したり、情報を得たりできるようにする。

○ユニバーサルデザインの徹底

- ・移動空間をバリアフリー化する。
- ・身障者への適切な情報提供を行う。(点字、音声誘導等)
- ・各行為空間(多目的トイレ、待合等)にゆとりを持たせる。

○窓口部門の集約

- ・各種申請・届出・証明書発行など市民利用が多い窓口関係部門を集約する。

○案内サービスの充実

- ・分かりやすい案内・誘導サインを設置する。
- ・あらゆる相談・手続に対応できるコンシェルジュ(庁舎総合案内人)の配置を検討する。

● 「安心・安全」の拠点として市民の暮らしを守る庁舎

大規模災害の発生時に、指揮や情報伝達等災害対策活動の中核を担う災害対策本部が置かれることを想定し、それに必要な機能や設備を備える。

○優れた耐震性能の確保

- ・大地震の発生時においても、建物の主要機能は維持される耐震性能を確保する。

○非常時の防災拠点性の確保

- ・電気や水等のインフラが途絶えた場合においても、災害対策本部や通常の行政機能を維持できる設備環境(自家発電機能や貯水機能等)を整えるとともに、食糧や資機材の保管スペースを確保する。

○市民の重要な情報やデータの保全

- ・庁舎外のデータセンターと連携したクラウドなどの導入を検討し、災害時のデータ保全と業務の継続性を確保する。

○広域的な支援体制への配慮

- ・災害時に他都市、他地域との連携の拠点となるよう、広域的な防災拠点としての機能・環境(支援物資の保管・配送拠点や応援部隊の活動拠点ともなるオープンスペース等)を確保する。

●市民協働の拠点として親しみやすい庁舎

市からの情報提供、各種イベント、市民活動や市民交流の場として利用できるようにし、庁舎を単に行政手続きや執務の場だけでなく、暮らしに必要な情報が集まる、誰もが集まり交流する、暮らしに身近で求心力を持った場となるようにする。

○市民協働のスペースの創出

- ・市民協働のまちづくりを進めていくためのスペースを創出する。

○質の高いまちなみ景観の形成

- ・周辺のまちなみに調和するようデザインに配慮するとともに緑地を確保し、美しいまちなみ景観の形成を図る。

●賑わいや回遊をつなげる、まちに活気を与える庁舎

誰もが気軽に憩える場となるとともに、周辺の施設と連携して賑わいや回遊をつなぎ、まちに波及させるようにする。

○憩い・賑わいの場の創出

- ・ポケットパークなど、憩い・賑わいなどの機能を導入する。

●行政サービスを機能的・効率的に提供できる庁舎

最適な行政サービスを継続的に提供していくために、将来的な組織改編や設備の更新が柔軟に行えるようにする。

○本庁機能の集約

- ・本庁機能を出来るだけ集約し、利用者の利便性を図るとともに、職員の移動にかかる時間や経費を削減する。

○フレキシブルな空間

- ・オープンフロアやフリーアクセスフロアを採用し、行政需要の変化に対応できる柔軟性を確保する。

●地球環境にやさしい環境配慮型庁舎

庁舎のライフサイクルを通じて環境負荷を低減させる。

○グリーン庁舎

- ・運用時の省エネルギー・省資源化（自然エネルギーの有効活用、高効率照明器具や断熱・日射遮蔽性の高い素材等の採用など）を徹底する。

○庁舎の長寿命化

- ・耐久性に優れた構造体や更新が容易な設備又はシステムなどを採用することにより、長く使える庁舎とする。

5 庁舎整備の手法

(1) 整備手法の比較

本庁舎を整備する手法には、既存庁舎を活かす耐震リニューアルと建替えがある。

そこで、それらの組み合わせを含めた次の3つのケースを比較・評価し、効果的な整備手法を考察する。なお、いずれのケースも消防庁舎は対象外として扱っている。

●比較するケース

A. 耐震リニューアル

- 新たな庁舎は整備せずに、現在分散している庁舎のうち耐震性に問題がある庁舎を耐震リニューアルし、耐震性に問題がない庁舎は耐震補強を除いたリニューアル工事をを行い使用する。
(本庁舎機能の集約等を行わない)
- 耐震リニューアルする床面積の規模は 18,000 m²とする。
耐震補強あり：15,000 m² (耐震補強が必要な庁舎の総面積)
耐震補強なし：3,000 m² (耐震補強は不要だが老朽化対策が必要な庁舎の総面積)
- 耐震リニューアル工事のために仮設庁舎が必要。



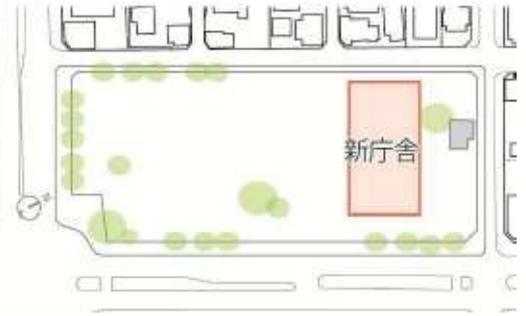
B. 耐震リニューアル＋一部建替え

- 本館・西本館を耐震リニューアル、一部を新たな庁舎に建替え、分散している本庁舎機能を集約する。
- 床面積の規模は 20,000 m²^{注1}とする。
耐震リニューアル：5,000 m² (本館＋西本館)
建替え：15,000 m² (20,000 m²－5,000 m²)
- 新庁舎建設後に本館・西本館の耐震リニューアル工事を実施し、耐震リニューアル工事完了後に東本館を解体する工程を採用した場合は、仮設庁舎不要となる。



C. 全面建替え

- 全面的に新たな庁舎に建替え、分散している庁舎を集約する。
- 床面積の規模は 20,000 m²^{注1}とする。
(建替え：20,000 m²)
- 工事工程計画次第では、仮設庁舎不要とすることも可能。
- 計画上の自由裁量余地は大きい。



周南市庁舎の現況

		床面積 (㎡)	耐震性能	職員数	
				(人)	(㎡/人)
本庁舎	本館	3,231			
	西本館	1,488			
	北別館	359			
	東本館	3,499			
	西別館	549			
	その他	1,844			
	計	10,970		500	21.9
徳山保健センター		372	○	42	8.9
教育委員会庁舎		723		54	13.4
徳山港町庁舎(分庁舎込)		1,874	○	88	21.3
市民交流センター		100		11	9.1
消防庁舎		1,783	○	52	34.3
上下水道局庁舎		2,732		77	35.5
新南陽庁舎		790		38	20.8
総計		19,344		862	22.4

職員数は平成24年6月1日現在のデータ

耐震性に問題がある庁舎の総面積 15,315 ㎡
同庁舎の職員数 680 人

注1 庁舎規模の設定について

- 庁舎規模を設定する場合、導入機能、規模設定の基礎となる職員数の設定等によって規模は変動する。ここでは、以下の考え方で庁舎規模を設定している（面積は概数値で設定）。
 ケースA： 整備コストを最小限にすることを旨とし、現行施設規模のまま（増築なし）と想定。
 ケースB&ケースC： 平成24年6月1日時点の職員数810人（消防本部庁舎を除く）を用いて、庁舎規模設定方法として一般的に使用される総務省の起債許可基準により算定した施設規模（20,535㎡）を参考とし、20,000㎡と設定。
- ケースBおよびケースCにおいて施設規模を20,000㎡と設定したのは、周南市では将来人口の減少が予測されることや、第2次定員適正化計画により正規職員数の減少に取り組んでいることを考慮したため、比較検討用に設定した仮の規模である。新庁舎の整備手法が確定した時点で、施設規模設定については改めて検討を行うこととする。
- ケースBおよびケースCの設定規模20,000㎡は、現況面積17,600㎡（消防庁舎を除く）を上回っているが、防災拠点機能や憩い・賑わい機能、職員の福利厚生施設等の導入は考慮していない。
- 本庁舎機能の集約は、ケースBとケースCで可能になる。

■周南市 庁舎規模算定(総務省 地方債事業費算定基準)

平成24年6月1日時点

室名	面積基準				算定面積	備考
	職位	職員数	換算職員率	一人あたり面積		
①事務室	特別職・三役	5	20.0	4.5	450.0	
	部長級	14	9.0		567.0	
	課長級	88	5.0		1,980.0	
	課長補佐・係長級	190	2.0		1,710.0	
	一般職員(技術)	90	1.7		688.5	
	一般職員	423	1.0		1,903.5	
	小計	810			7,299.0	
	②倉庫	①事務室面積×13%				948.9
③会議室等諸室	職員数	810	7.0	5,670.0	350㎡を最小とする	
④玄関等	各室面積合計(①+②+③)×40% ただし、10%までの割増可能				5,567.2	10%までの割増可能
⑤議事堂	議員定数	30	35	1,050.0		
合 計					20,535.1	

参考：本庁舎機能の集約パターン

	現況床面積	職員数
A案(本庁舎+新南陽庁舎+市民交流センター)	11,860㎡	549人
B案(A案+教育委員会庁舎+文化スポーツ課庁舎)	12,938㎡	614人
C案(B案+徳山港町庁舎)	14,457㎡	691人
D案(B案+上下水道局庁舎)	15,670㎡	691人
E案(全部)	17,561㎡	810人

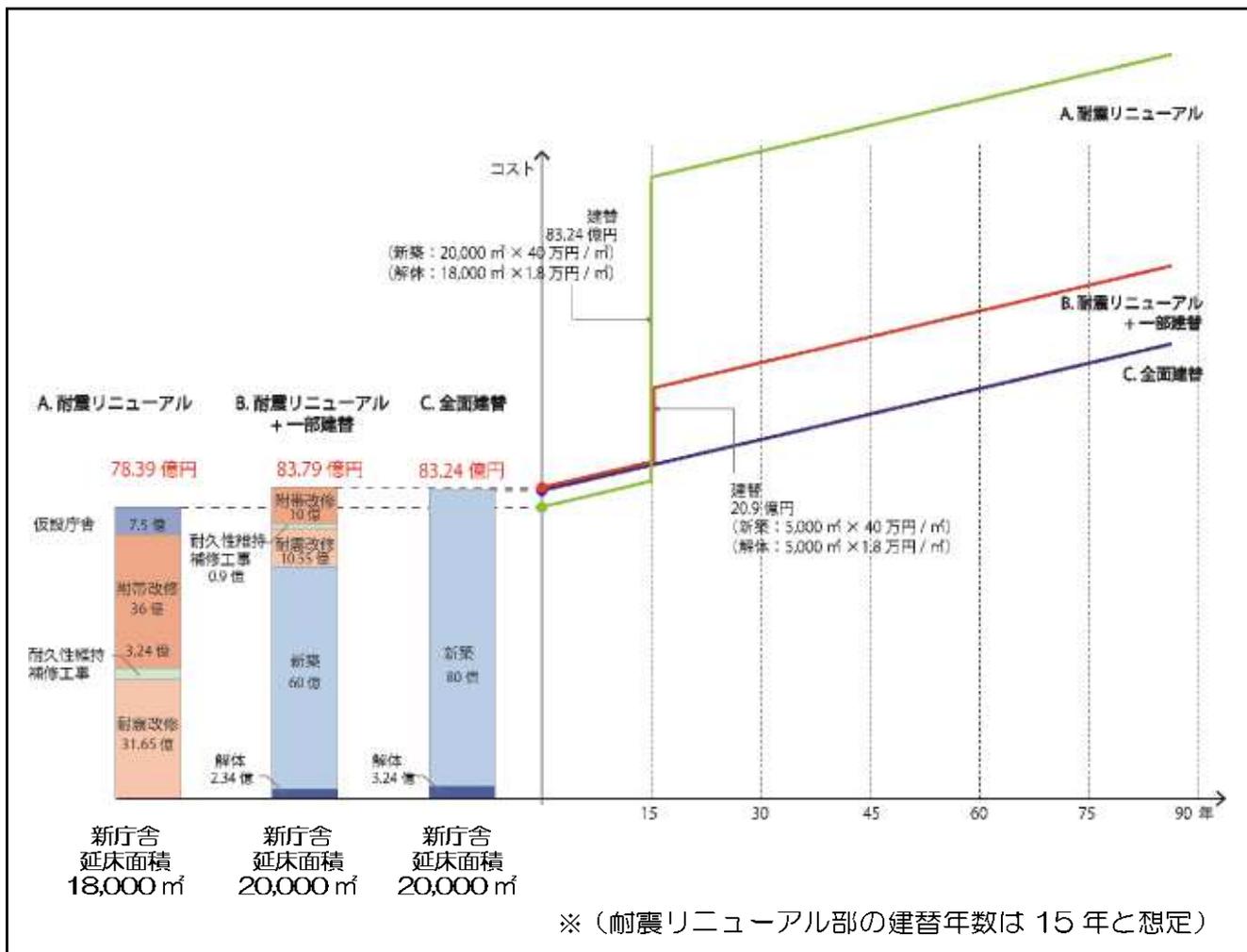
(3) 評価

1) コスト及び求められる庁舎のあり方との整合

備えるべき機能の評価	整備手法			
	A. 耐震リニューアル ・分散/建替えなし ・18,000㎡	B. 耐震リニューアル +一部建替え ・20,000㎡	C. 全面建替え ・20,000㎡	
イニシャルコスト	78.39 億円	83.79 億円	83.24 億円	
ライフサイクルコスト（耐震リニューアル部の建替年数は15年と想定）	×	△	○	
庁舎のあり方	● 全ての人に分かりやすく、利用し易い、人にやさしい庁舎			
	ユニバーサルデザインの徹底	△	△	○
	窓口部門の集約	×	○	○
	案内サービスの充実	×	○	○
	● 「安心・安全」の拠点として市民の暮らしを守る庁舎			
	優れた耐震性能の確保	△	○	○
	非常時の防災拠点性の確保	△	○	○
	市民の重要な情報やデータの保全	○	○	○
	広域的な支援体制への配慮	△	○	○
	● 市民協働の拠点として市民に開かれ親しみやすい庁舎			
	市民協働のスペースの確保	×	○	○
	質の高いまちなみ景観の形成	△	○	○
	● 賑わいや回遊をつなげる、まちに活気を与える庁舎			
	憩い・賑わいの場の創出	×	○	○
	● 行政サービス機能を機能的・効率的に提供できる庁舎			
	本庁機能の集約	×	○	○
	フレキシブルな空間	×	△	○
	● 地球環境にやさしい環境配慮型庁舎			
	グリーン庁舎	×	△	○
	庁舎の長寿命化	×	△	○
歴史的価値	○	○	△	
総合評価	×	△	○	

2) ライフサイクルコストの比較

光熱費と建替費用を対象に、ライフサイクルコストを比較検討する。



(参考 2 耐震リニューアルの工法は 20、21 頁のケース① 内側プレース案参照)

3) 耐震リニューアルの課題

耐震リニューアルを行う場合は、次の課題がある。

●解決できない課題

○改修後躯体の寿命は大幅には伸びない

- 耐震性は向上できても躯体（コンクリートや鉄筋など）の寿命は大幅には伸ばせないため、15～40年以内には限界を迎え、全面的な建替えを行う必要が生じる。（ケース A・B）

○バリアフリー化の課題

- 各棟へのエレベーターの設置は可能であるが、連絡通路のバリアフリー化は困難である。（ケース A）
- 新築の階高を本館・西本館に合わせることでバリアフリー化は可能であるが新築部の階高に制約が生じる。（ケース B）

○利便性の高い市民サービスが十分には提供できない

- 来庁者の待合スペースや窓口サービスの箇所数を増やすことは困難であり、また駐車場や駐輪場も不足したままとなる。（ケース A）

○本庁機能の集約ができない

- ・スペースに余裕がないため分散庁舎の集約ができず、来庁者にとっての分かりやすさや職員にとっての移動などの不都合な状況は改善できない。(ケース A)

●新たに生じる課題

○工事後の使い勝手が更に制約される箇所が生じる

- ・間仕切り壁の位置などは変わらないため、使い勝手の悪さは解消されないばかりか、場所によっては新たな耐力壁やブレースが存在することになり、より使いにくい、あるいは使えない空間が生じる。(ケース A・B)

○工事のために仮設庁舎が必要

- ・本庁舎は構造上の理由から建物を使い続けながら並行して補強工事を行う、いわゆる「居ながら施工」が難しいため、耐震補強を行う場合は工事期間中の移転先を確保する必要が生じる。(ケース A)

4) 全面建替えの課題

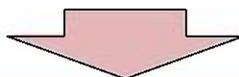
○歴史的価値の保存

- ・本館、西本館は、登録有形文化財登録基準の一つの条件である「建設後 50 年経過」をクリアしているが、全面建替えを選択した場合は、建物自体の保存はできない。ただし、一部保存などの検討の余地はある。

考察 イニシャルコストのみで比較すると A 案が最も低いが、ライフサイクルコストも考慮すると、A 案は近い将来に同規模の建替えを行うことは避けられない。同様のことは B 案の耐震リニューアル部分にも言える。

庁舎整備のあり方と整合する機能を確保できるか、という観点でも、A 案は根本的な課題解決にはつながらない。

コストおよび機能を総合的に判断すると、C 案の全面建替えにより長寿命庁舎を建設する案が、最も優れた整備手法であると考えられる。



コスト及び機能の観点から、
「全面建替え」が最も優れている

参考 1:コスト内訳

・イニシャルコスト内訳

	単価	A. 耐震リニューアル	B. 耐震リニューアル ＋一部建替え	C. 全面建替え
解体	1.8万円/㎡		234,000千円 (13,000㎡)	324,000千円 (18,000㎡)
新築	40万円/㎡		6,000,000千円 (15,000㎡)	8,000,000千円 (20,000㎡)
耐震改修	21.1万円/㎡	3,165,000千円 (15,000㎡)	1,055,000千円 (5,000㎡)	
耐久性維持 補修工事	1.8万円/㎡	324,000千円 (18,000㎡)	90,000千円 (5,000㎡)	
附帯改修	20万円/㎡	3,600,000千円 (18,000㎡)	1,000,000千円 (5,000㎡)	
仮設庁舎	15万円/㎡	750,000千円 (5,000㎡)		
		7,839,000千円	8,379,000千円	8,324,000千円

※仮設庁舎 (5,000㎡、2階建て、3～4年)

・ランニングコスト内訳

○設備更新、移転・引っ越し費用、メンテナンス費用、清掃費は別途とする。

○年間光熱費 改修建物 2,750円/年・㎡ (現本庁舎光熱費程度)

新築建物 2,400円/年・㎡

参考 2: 本庁舎の耐震補強工法の検討

●耐震補強メニュー

耐震補強の工法について、以下の4つの工法の比較検討を行った。

ケース①内側鉄骨ブレース

ケース②プレキャスト外付けフレーム

ケース③免震レトロフィット 1 (基礎免震)

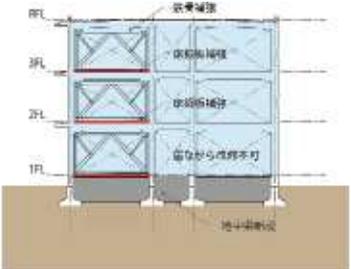
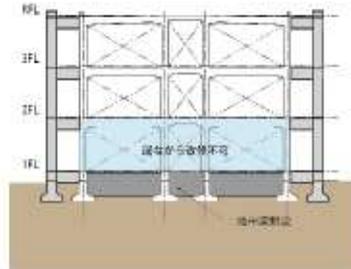
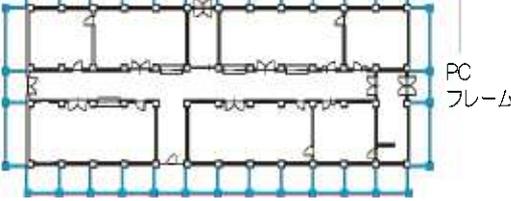
ケース④免震レトロフィット 2 (柱頭免震)

※ 現本庁舎は地中梁のない建物のため、どの工法を用いても地中梁を新設しなければならず地下工事が発生するため、1階は居ながら改修が不可能となる。

4つの工法の詳細比較を下表に示す。

(※耐震補強工法の壁補強位置などの詳細は今後変わる可能性がある。)

●耐震補強工法比較

構造形式	耐震構造：建物自体を固くすることで地震の揺れに耐える構造	
工法	ケース① 内側鉄骨ブレース <ul style="list-style-type: none"> 既存建物の柱と梁の間に鉄骨ブレースを設けることで、建物の強度を高め耐震性能を上げる 	ケース② プレキャスト外付けフレーム <ul style="list-style-type: none"> 既存建物の外側にプレキャストのフレームを設け、建物の強度を上げることで耐震性能を高める。
断面イメージ		
1階平面イメージ		
工事中の利用	× 建物内部の工事となるため利用不可	△ 2,3階のみ利用可能だが騒音、振動を伴う
使い勝手	△ 耐震壁により使い勝手が悪くなる	○ 現状と同じ
外観の変化	○	× アウトフレームにより外観が変わる
建物外周部	○	× 外周に柱ができる
コスト	10.55 億円 (本館・西本館)	11 億円 (本館・西本館)
工期	○	○
評価	○	○

●評価

- ・ ケース②ではコストや工期は抑えられるものの外観の変化は大きく、屋外の憩いの場や駐車場部分を小さくする。また、外付けフレームだけでは耐震性が担保できない場合、内部への補強も施す可能性があるため、利点はあまりないといえる。
- ・ ケース③は、屋内外ともに影響は少ないが、地中梁のない建物に基礎免震を行うことは、現実性に乏しく工事の難易度は格段に上がり工期、コストとも最大となる。
- ・ ケース④では1階が屋外空間となることより居室面積が減少し、新築面積に加算する必要がある。また外観や屋外空間への影響、さらに工期、コストとも大きくなる。
- ・ ケース①は、内部空間への制限はあるものの、屋内外への影響も比較的少なく、コスト・工期とも現実的な案である。

免震構造：免震層を設け地面から建物を浮かせることで、地震の揺れを直接建物に伝えにくくする	
ケース③ 免震レトロフィット1（基礎免震）	ケース④ 免震レトロフィット2（柱頭免震）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存建物の地下部に免震層を設け、地震の揺れを建物に伝えにくくする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存建物の1階部に免震層を設け、地震の揺れを建物に伝えにくくする。
△ 2,3階のみ利用可能だが騒音、振動を伴う	△ 3階のみ利用可能だが騒音、振動を伴う
○ 現状と同じ	○ 1階の柱が太くなり居室利用不可
○	× 1階の柱が太くなり外観が変わる
× 外周に免震クリアランスが必要	△ 外形が柱補強分大きくなる
20.9億円（本館・西本館）	15.9億円（本館・西本館）
×	×
×	×

資料 周南市の概要

(1)位置・面積・人口

●位置

本市は山口県の東南部に位置し、北は中国山地を背に、南に瀬戸内海を臨む。北は島根県、東は岩国市、下松市、光市に、西は山口市、防府市にそれぞれ接している。

●広さ

市域は市町合併により広域化し、東西約 37 km、南北約 39 km、面積は 656 km² となり、山口県内で 5 番目の面積規模である。

このうち山林が市域の大部分（約 75%）を占め、宅地はわずか 4%を占めるに過ぎない。

●人口

市の現在の人口(平成 24 年 8 月 31 日時点)は 151,470 人。山口県内で 4 番目の人口規模である。

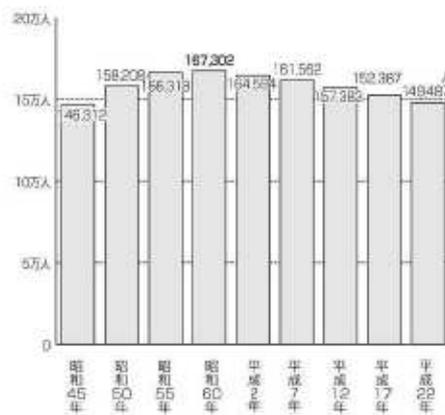
人口は昭和 60 年をピークに減少傾向、世帯数は微増傾向が続いている。

15 歳未満人口は 19,767 人 (13%)、15~64 歳は 89,906 人(60%)、65 歳以上は 39,122 人 (26%)。4 人に 1 人以上が 65 歳以上の高齢者である。

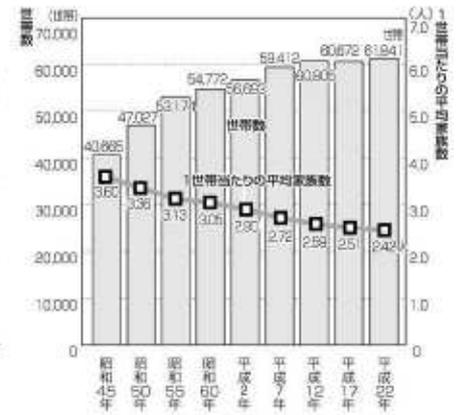
産業別に人口推移をみると、人口減少・少子高齢化などの影響を受け、どの区分においても減少傾向にある。とりわけ第一次産業は平成 7 年度から約半減、第二次産業でも約 25%減となっている。



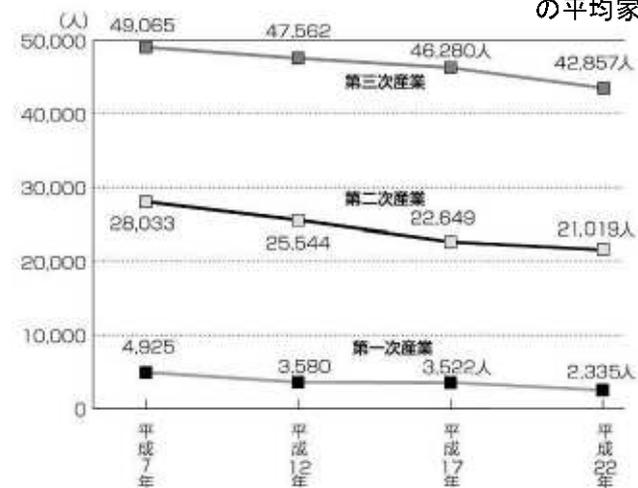
【周南市の位置】



【総人口の推移】



【世帯数と 1 世帯当たりの平均家族数】



【産業別の人口推移】

市の面積は県内 5 番目、人口は 4 番目の規模である。
人口は減少傾向が続いており、4 人に 1 人以上が高齢者である。

(2)都市構造

周南市は、大きく分けて5つの地域（石油化学コンビナートを中心として、山口県経済を牽引する産業基盤として発展してきた「臨海部地域」、東西に連なり商業、サービス業など都市的機能が充実する「市街地地域」、市街地地域周辺に広がり、近年は宅地化も進む「市街地周辺地域」、市域の約70%を占め豊かな自然を有するが過疎化、少子高齢化が著しい「農山村地域」、美しい自然環境を有するが過疎化、少子高齢化の進展が著しい「島しょ部」により構成される。



【周南市の地域図】

合併による行政区域の広域化を踏まえた、住民サービスの維持向上につながる行政運営が期待される。

(3)交通体系等

市内の各交通網は市南部の海岸線沿いのエリアに集積し、徳山駅周辺地域は、市域内の各地域や市外をつなぐ交通結節点として、その重要性が高い。

交通結節点である徳山駅に近接する現本庁舎用地は、全ての公共交通機関を利用する上で利便性が高く、国道2号に近く自動車の便もよいため、市民利用の観点から、望ましい立地である。



【周南市の交通網図】

周南市庁舎建設検討市民委員会だより

H24.10.1

第1号

●庁舎建設検討市民委員会を開催し、市庁舎整備に関する議論を開始しました。

第1回委員会 平成24年7月24日(火) 18時~20時15分 於 周南市役所2階 第2応接室

【議事要旨】

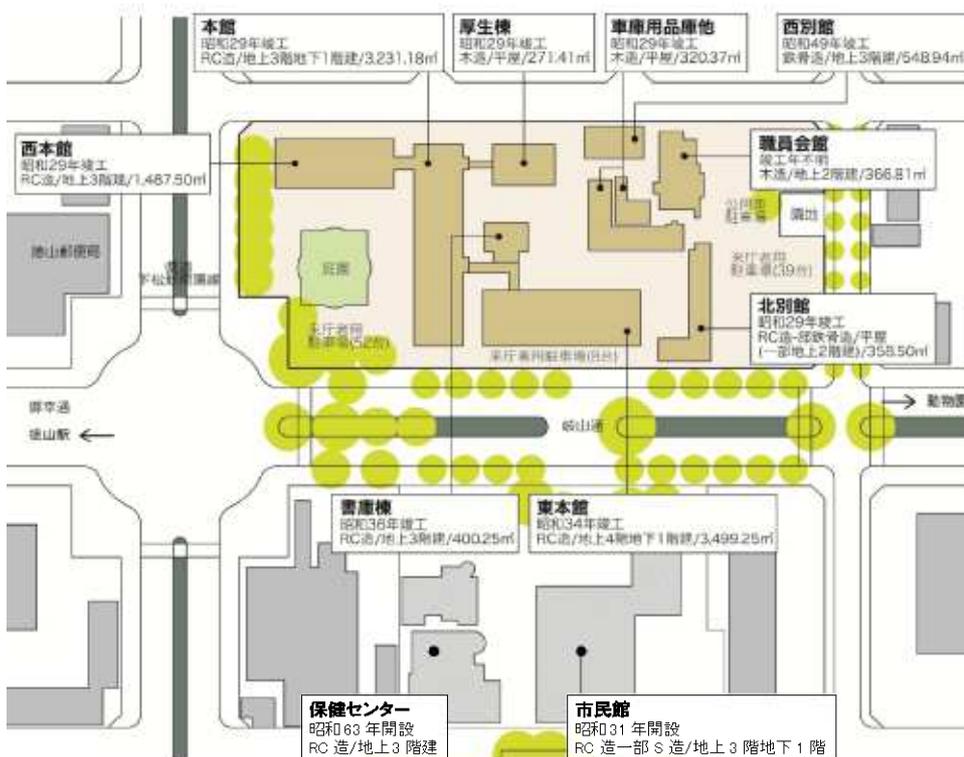
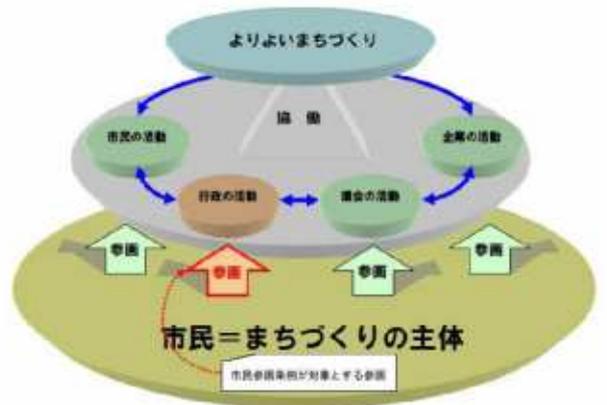
- *委員長、副委員長を選出しました。
(委員長：熊野徳山高専教授、副委員長：目山徳山高専准教授)
- *検討の経緯及び検討の方向性等を確認しました。
- *検討の進め方について意見交換を行いました。



第2回委員会 平成24年9月3日(月) 18時~20時15分 於 周南市役所3階 防災対策室

【議事要旨】

- *前回会議の議事を確認しました。
- *市民が参画する形で庁舎整備の構想づくりを進める方法を議論しました。
- *はじめに、広く市民の意見を募るため、市広報に折り込む形でアンケートを行うことを決めました。(10月1日の広報に折込み配布する予定です。)
- *建替えか改修かについては、コストを踏まえた判断が必要との意見が出されました。次回の委員会で提示することを事務局が回答しました。
- *現状の老朽化の状況や問題点、災害時の課題などを踏まえると、庁舎整備は必要、との見解で一致しました。市民に対して丁寧に説明することが重要との認識で一致しました。



本庁舎及び周辺の現状

現状と課題

- ◎増改築を繰り返した経緯から、バリアフリーの実現が困難。
- ◎構造的に大空間が確保できない。
- ◎本庁機能が分散しており、市民利用の利便性に欠けるほか、職員の移動時間や経費もかかる。
- ◎建物と設備機器の老朽化により維持管理費が増大傾向にある。
- ◎耐震性が低いため、震度6程度の地震で建物が倒壊するおそれがある。

庁舎整備の必要性

- ◎老朽化への対応、災害対策拠点機能の確保、市民の利用しやすい庁舎などを実現するには、何らかの整備(建替え又は耐震リニューアル)が必要。